

健 疾 発 1 1 1 2 第 2 号

平 成 2 6 年 1 1 月 1 2 日

(一次改正 健疾発 0130 第 2 号平成 27 年 1 月 30 日)

(二次改正 健疾発 0513 第 2 号平成 27 年 5 月 13 日)

(三次改正 健難発 0331 第 2 号平成 29 年 3 月 31 日)

(四次改正 健難発 1221 第 5 号平成 29 年 12 月 21 日)

(五次改正 健難発 0319 第 3 号平成 30 年 3 月 19 日)

(六次改正 健難発 0626 第 1 号令和元年 6 月 26 日)

(七次改正 健難発 1013 第 2 号令和 3 年 10 月 13 日)

(最終改正 健生難発 0325 第 2 号令和 6 年 3 月 25 日)

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 ( 局 ) 長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 難 病 対 策 課 長

( 公 印 省 略 )

難 病 の 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 特 定 医 療 の  
給 付 に 係 る 公 費 負 担 者 番 号 及 び 受 給 者 番 号 の 設 定 に つ い て

今 般、難 病 の 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 ( 平 成 2 6 年 法 律 第 5 0 号。  
以 下 「 法 」 と い う。 ) の 施 行 に 伴 う 特 定 医 療 の 給 付 に 係 る 公 費 負 担 者 番 号 及  
び 受 給 者 番 号 の 設 定 を 次 の よ う に 定 め た の で、通 知 す る。

記

- 1 公 費 負 担 者 番 号 等 の 設 定 方 法 は 以 下 の と お り と す る。こ れ に よ り 都 道 府  
県 及 び 平 成 3 0 年 4 月 1 日 以 降 の 指 定 都 市 ご と の 番 号 ( 受 給 者 番 号 を 除 く。 )  
の 設 定 は、別 紙 1 の と お り と な る。

公 費 負 担 者 番 号	①	②	③	④
公 費 負 担 者 医 療 の 受 給 者 番 号	⑤			④

( 1 ) 法 別 番 号 ① ( 2 桁 )

特 定 医 療 の 法 別 番 号 は 「 5 4 」 で あ る こ と。

( 2 ) 都 道 府 県 番 号 ② ( 2 桁 )

「保険者番号等の設定について（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 45 号・庁保発第 34 号）」の別表 2 の番号とすること。（総務省採用の都道府県番号と同様）

(3) 実施機関番号③(3桁)

ア イに掲げる者以外のものについては、都道府県にあつては「601」を、指定都市にあつては700番台の番号を設定することとする。

イ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であつて、医療保険各法の被保険者及び被扶養者以外のものについては、都道府県にあつては「602」を、指定都市にあつては800番台の番号を設定することとする。

(4) 検証番号④(1桁)

次の方式により算定すること。

ア 法別番号、都道府県番号及び実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。

イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。

ウ 10とイで算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の1の位の数か0のときは検証番号を0とする。

例)

法別番号	都道府県番号	実施機関番号
540	1	601
×	×	×
212	1	212

$$(1+0) + 4 + 0 + 1 + (1+2) + 0 + 2 = 11$$
$$10 - 1 = \boxed{9} \dots \text{検証番号}$$

(5) 受給者番号⑤(7桁)

ア 受給者番号は、疾病番号3桁、受給者区分3桁及び検証番号1桁の計7桁の番号とすること。

イ 疾病番号は、別紙2のとおりとすること。ただし、医療受給者証に疾病番号を付することができない場合については、受給者区分を6桁とし、実施機関ごとに任意で設定すること。

ウ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

エ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

2 実施の時期

平成 27 年 1 月診療分（2 月請求分）から実施すること。

3 その他

本通知に定める法別番号については、法第5条第1項に規定する特定医療に関する給付を対象に設定していることから、当該特定医療に関する給付以外の医療費の給付を行うに当たってはこれを使用しないこと。